報告事項ウ

地域保育所の統廃合に係る
地域別の計画

旭川市子育て支援部
平成30年（2018年）12月

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　地域保育所の統廃合の計画に係る経緯　・・・・・・・・・　1

2　地域別の計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（1）東旭川地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（2）永山地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

（3）東鷹栖地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（4）西神居地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

（5）江丹別・嵐山地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（6）神居雨紛地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

（7）千代ヶ岡地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

3　地域保育所としての取組について　・・・・・・・・・・・　10

資 料 編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

資料１　地域保育所の位置　・・・・・・・・・・・・・・・・　12

資料２　地域保育所の利用児童数等データ集　・・・・・・・　14

資料３　地域との意見交換会等について　・・・・・・・・・　16

はじめに

この「地域保育所の統廃合に係る地域別の計画」は，平成29年８月に策定した「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針」（以下「方針」という。）及び平成30年３月に策定した「へき地・季節保育所の統廃合に係る地域別の方向性」（以下「方向性」という。）に基づきながら，施設の利用児童の保護者や地域関係者の意見等を踏まえ，各地域別の現状を分析した上で，統廃合の具体的計画や地域における施設の将来像を示すものです。

なお，平成30年４月から「へき地・季節保育所」は「地域保育所」に名称変更しています。

また，2019年５月以降の元号は未定であるため，本計画においては計画策定時現在の元号を使用しています。

１　地域保育所の統廃合の計画に係る経緯

本市の地域保育所は，農山村地域の保育を要する幼児及びその他の児童の保育の確保及び子育て支援の役割を担っており，現在15施設設置されていますが，老朽化した施設も多く，その整備や利用児童数の減少などの課題を抱えながら，市立の認可外保育施設として運営を続けています。

また，施設の運営及び管理については，旭川市地域保育所条例に基づき，平成18年度から公募によらない指定管理者（一般財団法人旭川保育協会）が行っています。

こうした中，本市では，旭川市行財政改革推進プログラム2016（平成28年度～平成31年度）において，限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な行政運営の確立を目的に，当該施設も見直しの対象施設となっていることや，地域保育所が市立の認可外保育施設という機能を維持し，今後も農山村地域の子育て支援の一端を担っていくためには，施設の在り方などを見直す必要があることから，旭川市子ども・子育て審議会における答申のほか，地域関係者及び利用児童の保護者との意見交換会や，パブリックコメントの御意見などを踏まえ，平成29年８月に方針を策定しました。

方針では，施設の統廃合に係る基本的な考え方として，農山村地域のコミュニティの維持と地域の活性化に配慮し，子ども達が，同年齢及び異年齢の集団の中で過ごすことができる保育環境を維持し続けられるよう施設の集約化などを図りながら，農山村地域の保育サービスを継続していくことが必要であるとの考えの下，市街地に隣接し，認可保育所等を利用する際の交通事情などと大きな違いがない地域に所在する地域保育所は廃止の方向で検討，地域の児童数が著しく少ないなどの理由により，単独では一定程度の集団の中での保育サービスの提供ができないと考えられる地域保育所は，近隣の地域保育所との統合を検討，あるいは地域保育所を公共施設などと複合化することで，地域住民との交流など保育内容を充実できるため，地域内にある公共施設などとの再編を検討という３つの考え方を示しました。

また，方針に基づき策定した方向性では，広域的な視点で統廃合に取組む観点から，各地域保育所が所在する市民委員会の範囲を基本とした７つの地域区分を設定し，方針の策定後に実施した地域関係者等との意見交換会での意見と，方針に基づく統廃合の考え方とを総合的に検討し，現在の指定管理者の指定管理期間の終了年度である平成32年度末までと，平成33年度以降の統廃合等に係る地域別の方向性について整理しました。

2　地域別の計画について

方向性の策定後に実施した，施設の運営委員会や地域関係者等との意見交換会における意見を踏まえ，各地域保育所が所在する市民委員会の範囲を基本とした７つの地域区分別に考え方を整理しています。

地域別の計画は，各地域保育所の状況や課題を整理した「現状」，現在の指定管理者の指定管理期間の終了年度である平成32年度末までを期間として各地域保育所の方向性を整理した「統廃合の計画」，現在の指定管理者の指定管理期間の終了年度以降である平成33年度以降の施設の将来像を整理した「地域における施設の将来像」の３項目によって構成されており，詳細等については，次ページ以降のとおりとなっています。

なお，統廃合を検討するに当たっては，旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム本編（平成30年３月策定）など他の方針又は計画等との整合性を考慮するとともに，地域関係者等との合意形成が図られた場合は，本計画より早期に統廃合等を進めることもあります。

地域区分	保育所名	計画				
		2018年度（H30）	2019年度（H31）	2020年度（H32）	2021年度（H33）	詳細
東旭川	桜岡保育所					継続
	豊田保育所（H27年度から休所）	休所	閉所	閉所	閉所	桜岡保育所と統合し，H30年度末で閉所。
	米原保育所（H26年度から休所）	休所	閉所	閉所	閉所	桜岡保育所と統合し，H30年度末で閉所。
	旭正保育所					継続
	日の出倉沼保育所					継続
永　山	あすか保育所					継続
	さくら保育所（H30年度から休所）	休所	休所	休所	閉所	あすか保育所と統合し，H32年度末までに閉所。
東鷹栖	東鷹栖第２保育所					継続。統合後，施設名称変更。他の公共施設との再編を検討。
	東鷹栖第４保育所（H28年度から休所）	休所	休所	休所	閉所	東鷹栖第２保育所と統合し，H32年度末までに閉所。
西神居	神居古潭保育所（H28年度から休所）	休所	休所※	休所※	休所※	継続。他の公共施設等との再編を検討。※ 地域の保育ニーズに応じて開所
	豊里保育所（H14年度から休所）	休所	閉所	閉所	閉所	神居古潭保育所と統合し，H30年度末で閉所。
江丹別 嵐　山	江丹別保育所					継続
	嵐山保育所					継続
神居雨紛	雨紛保育所					継続
千代ヶ岡	千代ヶ岡保育所					継続
地域保育所施設数		15施設	12施設	12施設	10施設	
うち開所施設数		９施設	９施設	９施設	９施設	

（１）東旭川地域

【現状】

東旭川地域には，桜岡保育所，豊田保育所，米原保育所，旭正保育所，日の出倉沼保育所の５施設が設置されています。そのうち，豊田保育所は平成27年度，米原保育所は平成26年度から休所しています。

豊田保育所と旭正保育所については，建築年数（築49年，54年）経過による老朽化，また，全施設において，利用児童数の減少が課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，桜岡保育所，旭正保育所，日の出倉沼保育所は継続し，豊田保育所と米原保育所は，桜岡保育所と統合することで，平成30年度末に閉所とします。

【地域における施設の将来像】

統合後，桜岡保育所については，利用児童数の減少によっては，休所の措置を講じつつ，地域のニーズに合わせて保育サービスを継続していきます。

また，旭正保育所，日の出倉沼保育所については，施設の老朽度や利用児童数の動向，市全体の保育ニーズ及び近隣の認可保育所等の状況を見極めながら,利用児童数の減少などによっては,休所の措置を講じつつ，地域と協議の上，廃止の要否を検討します。

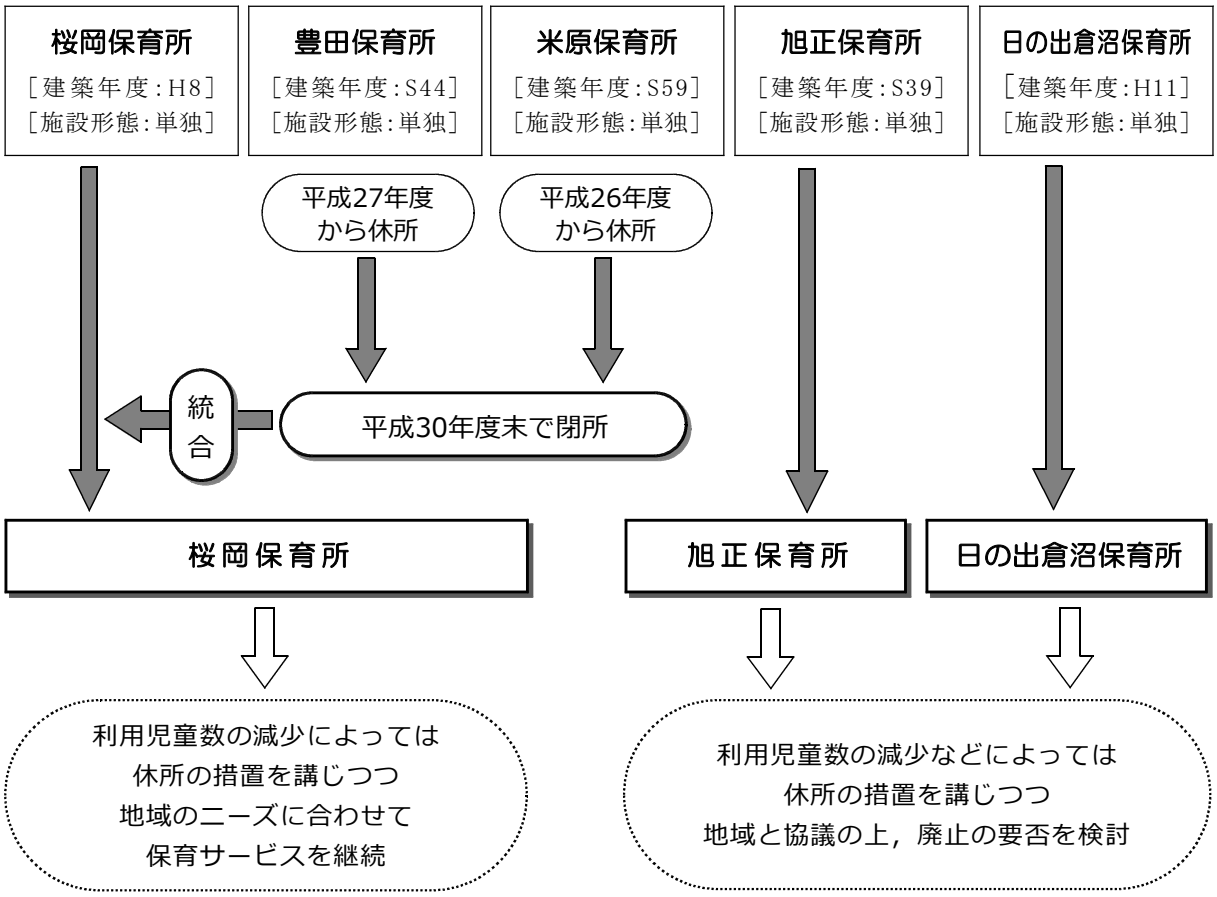

（２）永山地域

【現状】

永山地域には，あすか保育所とさくら保育所の２施設が設置されています。そのうち，さくら保育所は，平成30年度から休所しています。

あすか保育所については，築17年と比較的新しい施設であり，利用児童数は減少傾向にあるものの一定程度の人数で推移しています。

さくら保育所については，建築年数（築40年）経過による老朽化が進んできていることと，利用児童数の減少が課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，あすか保育所は継続し，さくら保育所は，あすか保育所と統合することで，平成32年度末までに閉所とします。

【地域における施設の将来像】

統合後，あすか保育所については，利用児童数の動向，市全体の保育ニーズ及び近隣の認可保育所等の状況を見極めながら，利用児童数の減少などによっては，休所の措置を講じつつ，地域と協議の上，廃止の要否を検討します。

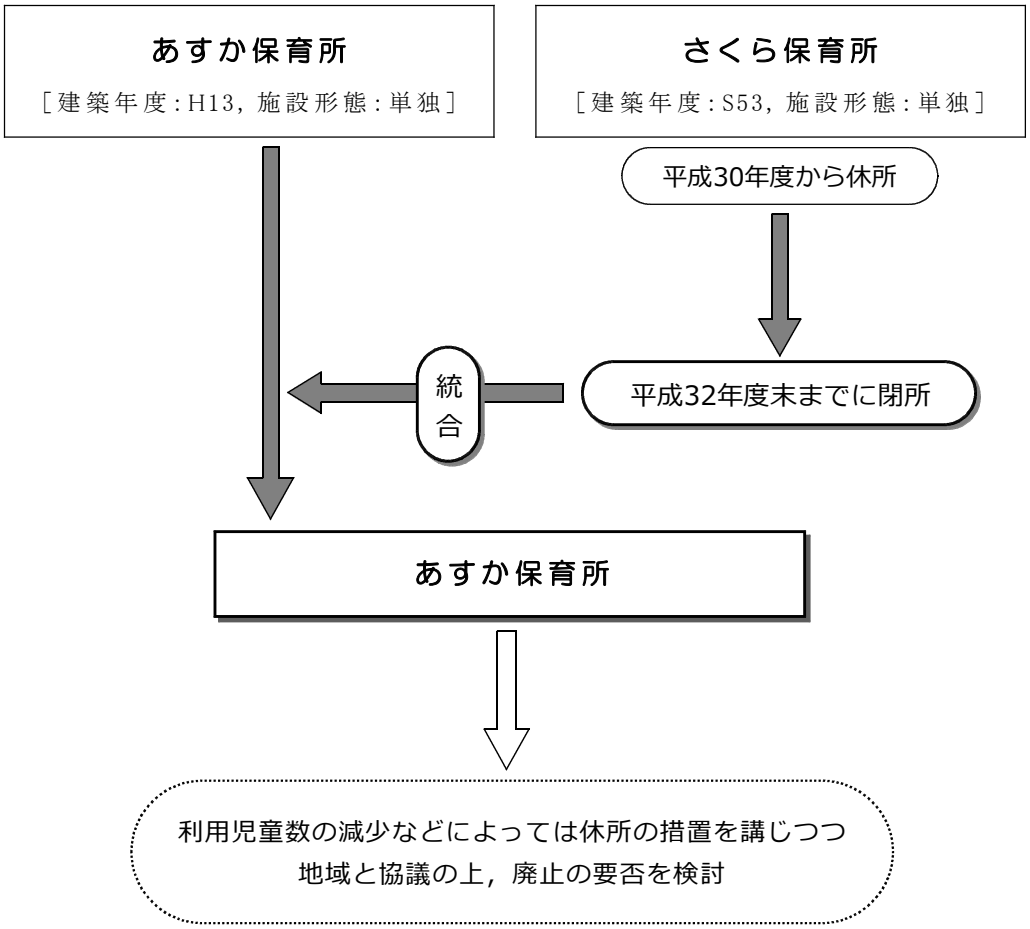

（３）東鷹栖地域

【現状】

東鷹栖地域には，東鷹栖第２保育所と東鷹栖第４保育所の２施設が設置されています。そのうち，東鷹栖第４保育所は，平成28年度から休所しており，旭川市東鷹栖公民館第４分館の一部を使用しています。

両施設とも建築年数（築49年，56年）経過による老朽化と，利用児童数の減少が課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，東鷹栖第２保育所は継続し，東鷹栖第４保育所は，東鷹栖第２保育所と統合することで，平成32年度末までに閉所とし，統合に合わせて東鷹栖第２保育所の名称を「東鷹栖保育所」に変更します。

【地域における施設の将来像】

統合後は，東鷹栖保育所での保育サービスの提供を基本としつつ，施設の老朽度や利用児童数の動向を見極めながら，利用児童数の減少などによっては休所の措置を講じつつ，他の公共施設（東鷹栖農村活性化センター（野土花））などとの再編について，引き続き検討していきます。

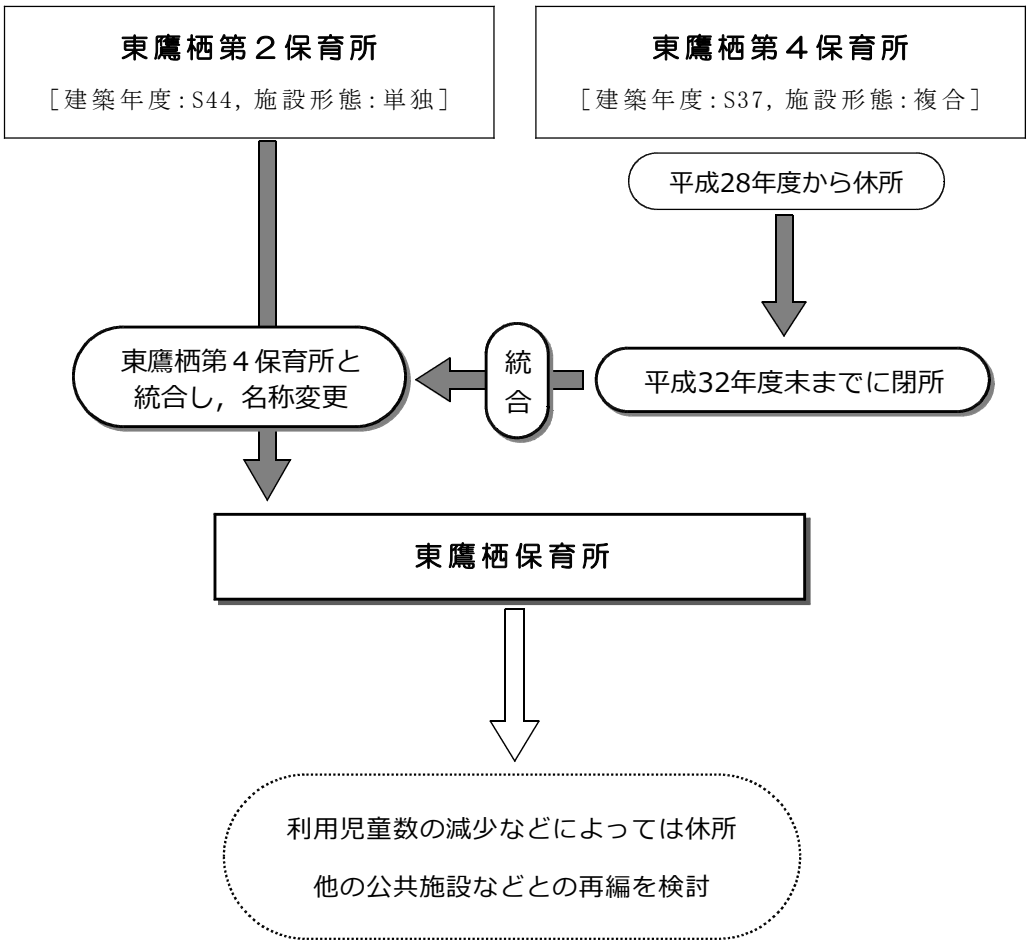

（４）西神居地域

【現状】

西神居地域には，神居古潭保育所と豊里保育所の２施設が設置されていますが，神居古潭保育所は平成28年度から，豊里保育所は平成14年度から休所しています。

神居古潭保育所については，建築年数（築38年）経過による老朽化が進んできていることが課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，神居古潭保育所は継続し，豊里保育所は，神居古潭保育所と統合することで，平成30年度末に閉所とします。

【地域における施設の将来像】

統合後は，地域の保育ニーズに応じて，現在休所中の神居古潭保育所を開所することによる保育サービスの提供を基本としつつ，施設の老朽度や施設の利用児童数の動向を見極めながら，他の公共施設（西神居会館）などとの再編について，引き続き検討していきます。

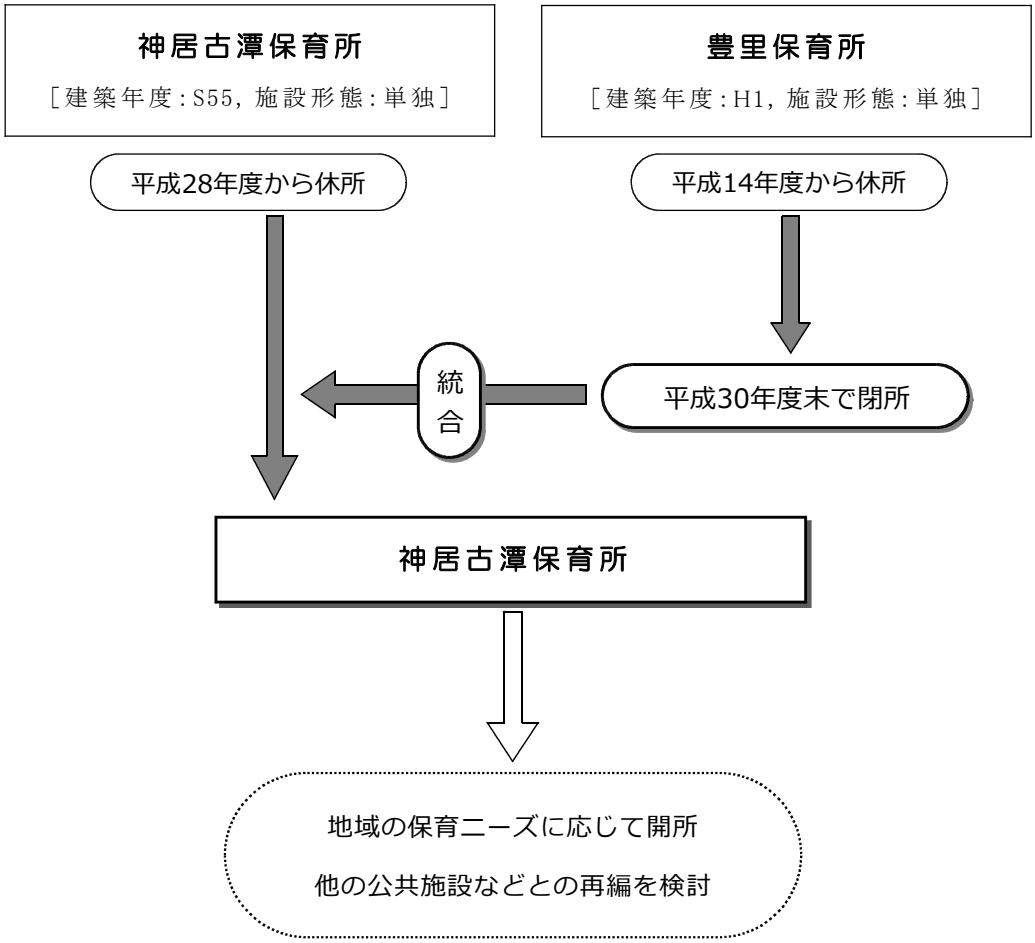

（５）江丹別・嵐山地域

【現状】

江丹別・嵐山地域には，江丹別保育所と嵐山保育所の２施設が設置されています。

江丹別保育所は平成12年に建設された江丹別市民交流センターにおいて，江丹別支所等と複合化されています。

嵐山保育所は建築年数（築38年）経過による老朽化が進んできていること，また，両施設とも利用児童数の減少が課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，嵐山保育所，江丹別保育所ともに継続していくこととします。

【地域における施設の将来像】

嵐山保育所については，施設の老朽度や利用児童数の動向，市全体の保育ニーズ及び近隣の認可保育所等の状況を見極めながら，利用児童数の減少などによっては，休所の措置を講じつつ，地域と協議の上，廃止の要否を検討します。

江丹別保育所については，既に江丹別支所等と複合化されていることから，利用児童数の減少によっては，休所の措置を講じつつ，地域のニーズに合わせて保育サービスを継続していきます。

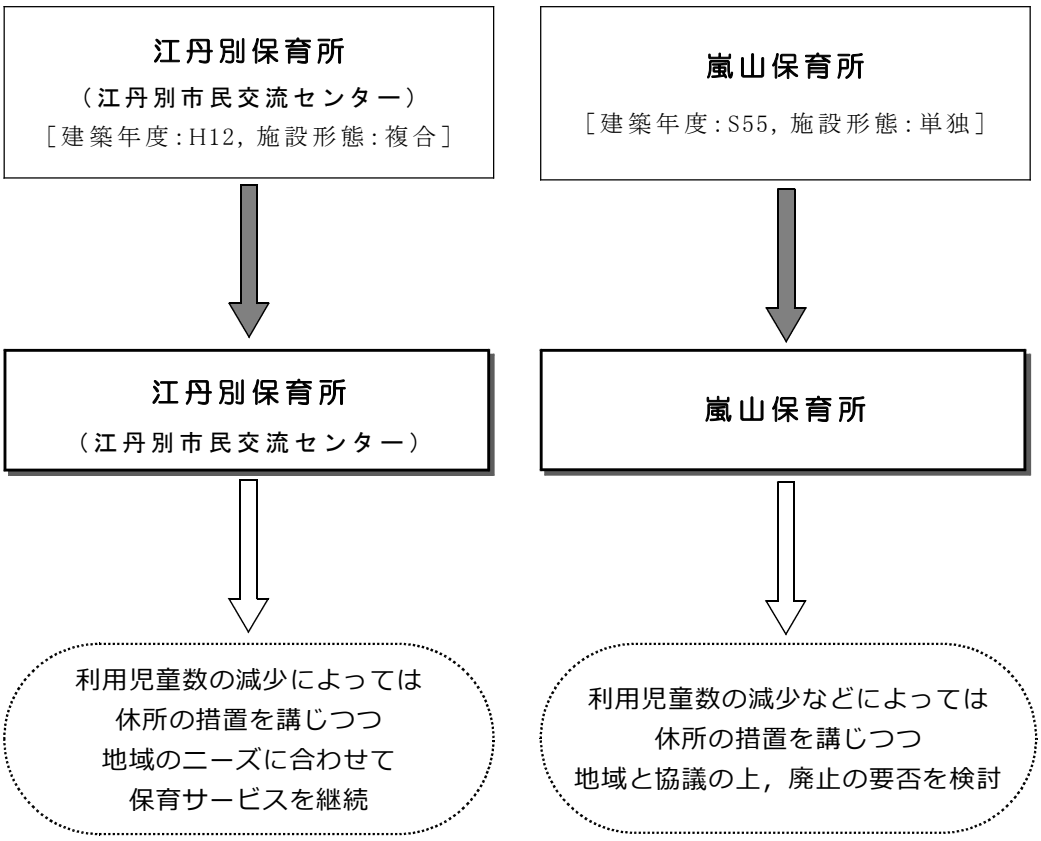

（６）神居雨紛地域

【現状】

神居雨紛地域には，雨紛保育所１施設が設置されています。

雨紛保育所は，建築年数（築53年）経過による老朽化と，利用児童数の減少が課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，雨紛保育所は継続していくこととします。

【地域における施設の将来像】

雨紛保育所については，施設の老朽度や利用児童数の動向，市全体の保育ニーズ及び近隣の認可保育所等の状況を見極めながら，利用児童数の減少などによっては，休所の措置を講じつつ，地域と協議の上，廃止の要否を検討します。

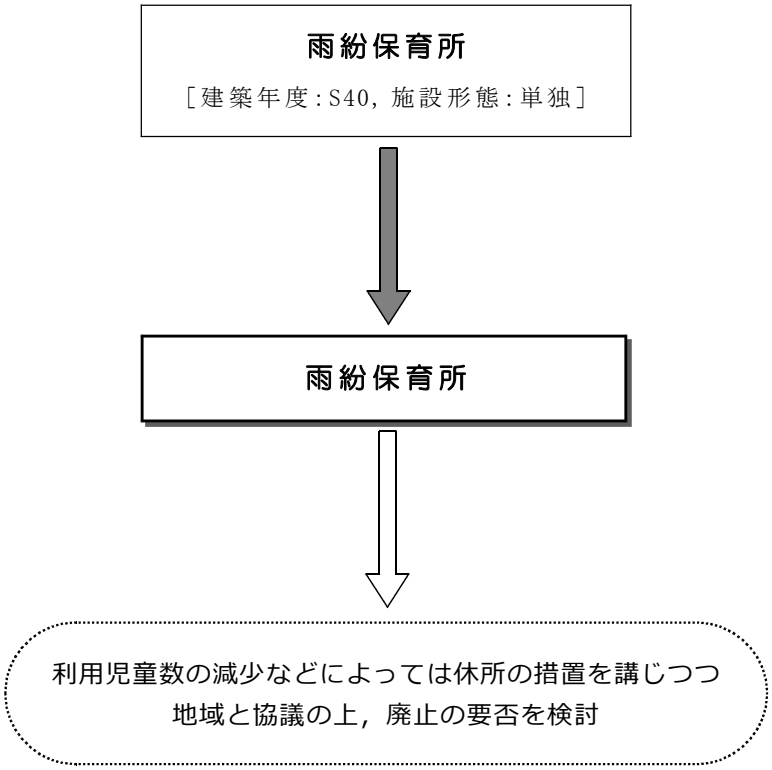

（７）千代ヶ岡地域

【現状】

千代ヶ岡地域には，千代ヶ岡保育所１施設が設置されています。

千代ヶ岡保育所は，築22年と比較的新しい施設ですが，利用児童数の減少が課題となっています。

【統廃合の計画】

施設の利用状況や地域関係者等との意見交換を踏まえ，市街地からの距離や認可保育所等を利用する際の交通事情などを考慮し，千代ヶ岡保育所は継続していくこととします。

【地域における施設の将来像】

千代ヶ岡保育所については，利用児童数の減少によっては，休所の措置を講じつつ，地域のニーズに合わせて保育サービスを継続していきます。

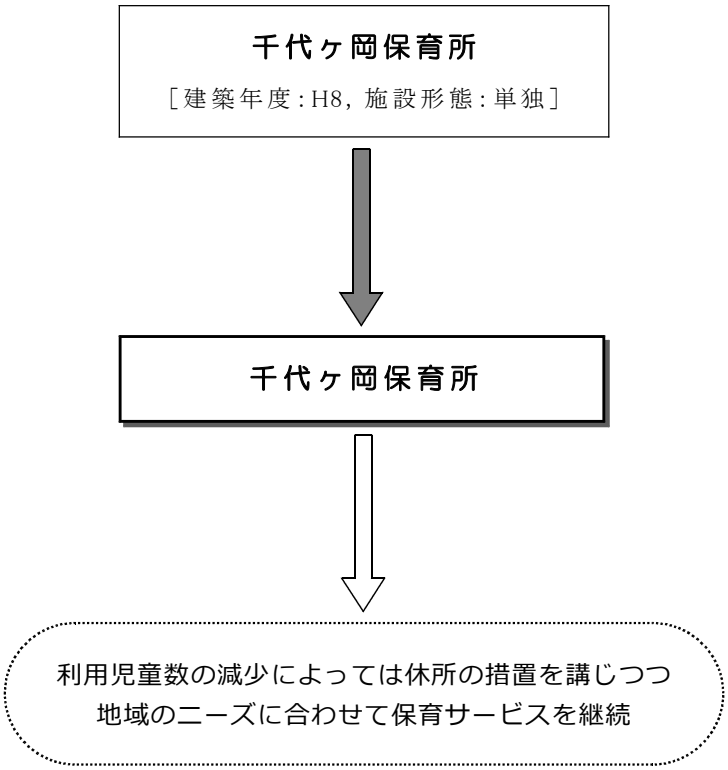

３　地域保育所としての取組について

地域保育所の運営及び管理に当たっては，行財政の効率化という視点はもちろんですが，指定管理者と共に地域の方が利用して満足できる保育サービスを提供できるような取組や手法，地域との連携等について検討します。

（１）地域保育所の保育内容の充実

地域とより一層の連携を図りながら，農山村地域や自然豊かな環境を生かした特色ある保育内容について検討します。

（２）情報提供の強化

市民がそれぞれのニーズにあった保育サービスを選択できるよう，地域保育所についても情報提供について強化を図ります。

（３）第三者評価等の実施による保育内容の検討

地域保育所において，専門機関や専門家等の第三者による評価を実施し，保育内容の充実について検討を図ります。

（４）地域保育所の持続可能な運営方法について

行財政の効率化という視点も含め，今後も地域保育所の持続可能な運営手法について継続的に検討します。

資　料　編

資料１　地域保育所の位置

１　地域保育所位置図

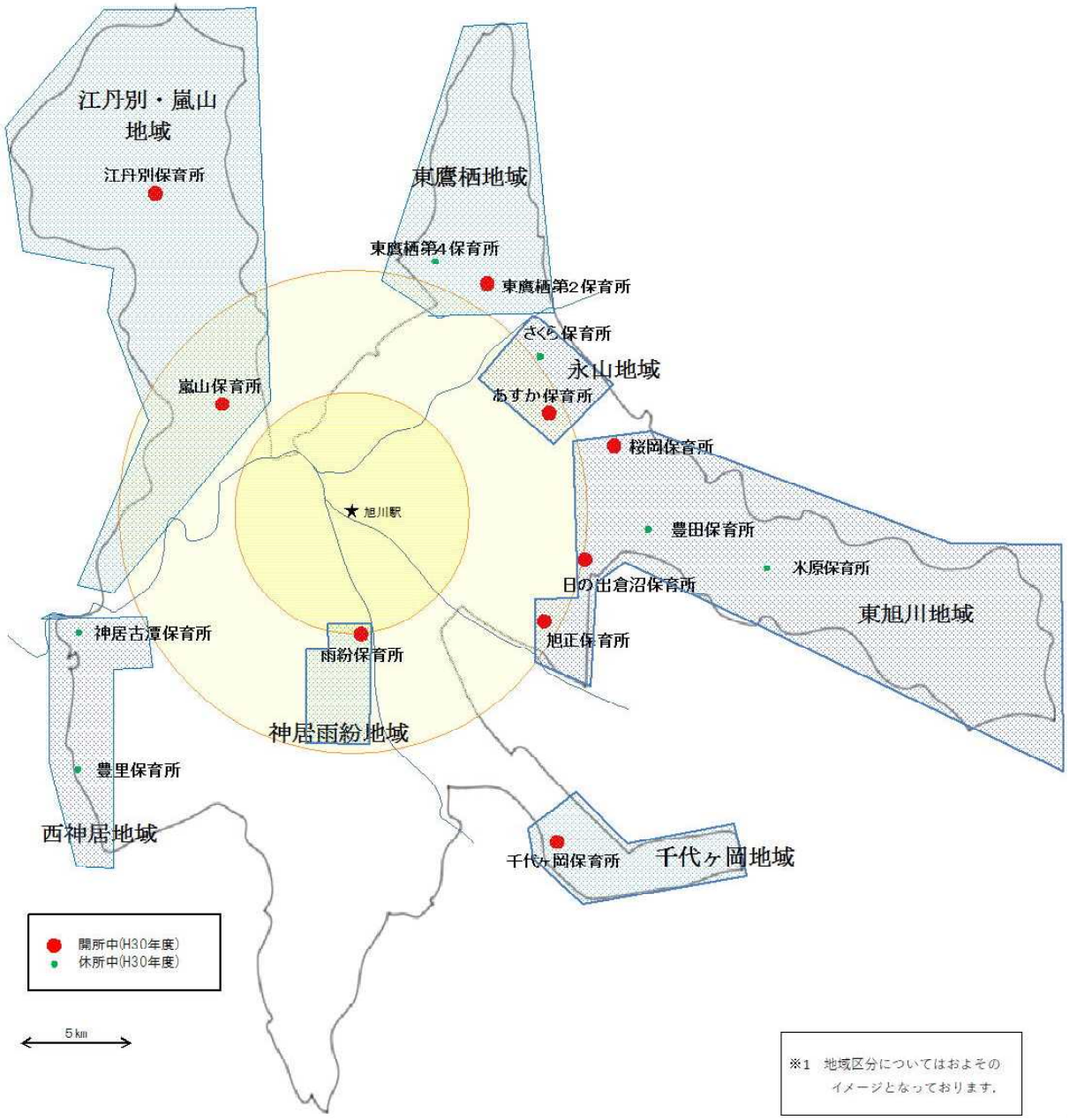

２　地区市民委員会所在一覧

市民委員会名	該　当　住　所
桜　岡	東旭川町桜岡，東旭川町豊田（一部），東桜岡（一部）
日の出倉沼	東旭川町日ノ出（一部），東旭川町倉沼（一部）
旭　正	東旭川町旭正，東旭川町忠別
豊　田	東旭川町豊田（一部），東旭川町東桜岡（一部），東旭川町米原（一部）
米原瑞穂	東旭川町瑞穂，東旭川町米原（一部）
永山第二	永山町10～16丁目，永山1～6条17～24丁目，永山7･8条19 ～21丁目， 永山北1･2条10～13丁目，永山北3条10･11丁目
東鷹栖東	東山，東鷹栖1･2条5･6丁目，東鷹栖3条4～6丁目，東鷹栖4条6丁目,東鷹栖1･2線14～19号，東鷹栖3線14～20号，東鷹栖4線13～21号，東鷹栖5･6線13～22号，東鷹栖7線18～20号，東鷹栖8線19号，東鷹栖東1線17～19号，東鷹栖2条4丁目（一部），東鷹栖5･6線12号（一部），東鷹栖7線13～17号（一部），東鷹栖8線18号（一部），東鷹栖9線19号（一部）
東鷹栖西	東鷹栖8･9･11線13～17号，東鷹栖10線13～16号，東鷹栖7線13～17号（一部）， 東鷹栖8･9･11線18号（一部），東鷹栖10線17･18号（一部）
西神居	神居町神居古潭，神居町西丘，神居町豊里
嵐　山	江丹別町嵐山，江丹別町春日，江丹別町共和
江丹別	江丹別町拓北，江丹別町中央，江丹別町富原，江丹別町中園，江丹別町西里， 江丹別町芳野，江丹別町清水
神居雨紛	神居町雨紛，神居町上雨紛，神居町共栄，神居町神華
西神楽地区 千代ヶ岡	西神楽1線20～32号，西神楽2線20～34号，西神楽3線21～30号， 西神楽4線20～22･26～30号，西神楽5線22号，西神楽3線20号（一部）

資料２　地域保育所の利用児童数等データ集

１　利用児童数の推移（各年4月1日現在：過去10年間）

施設名	住所	開所年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H28～H30平均
日の出倉沼	東旭川町日の出	S39	4	10	10	9	12	4	6	3	5	3	3.7
桜岡	東旭川町東桜岡	S40	16	10	16	14	15	9	12	7	8	9	8.0
豊田	東旭川町豊田	S40	9	9	3	4	6	7	休所				－
米原	東旭川町米原	S41	3	3	2	3	3	休所					－
豊里	神居町豊里	S40	休所										－
江丹別	江丹別町中央	S39	2	休所		4	4	4	3	5	3	4	4.0
旭正	東旭川町旭正	S30	10	12	14	16	12	6	9	12	10	3	8.3
東鷹栖第２	東鷹栖4線18号	S44	13	14	10	11	13	14	10	6	8	2	5.3
東鷹栖第４	東鷹栖9線15号	S31	4	2	4	6	6	5	5	休所			－
あすか	永山町11丁目	H14	39	24	19	13	15	17	21	21	16	14	17.0
さくら	永山町16丁目	S32	8	8	7	8	6	6	9	6	4	休所	－
雨紛	神居町雨紛	S40	12	13	15	12	7	10	6	6	4	7	5.7
神居古潭	神居町神居古潭	S38	3	3	2	3	3	3	3	休所			－
嵐山	江丹別町嵐山	S39	8	6	7	3	4	5	2	5	3	3	3.7
千代ヶ岡	西神楽3線24号	S53	11	13	16	13	9	6	6	5	4	3	4.0
15か所	－	－	142	127	125	119	115	96	92	76	65	48	－

２　利用状況の推移（過去30年間）

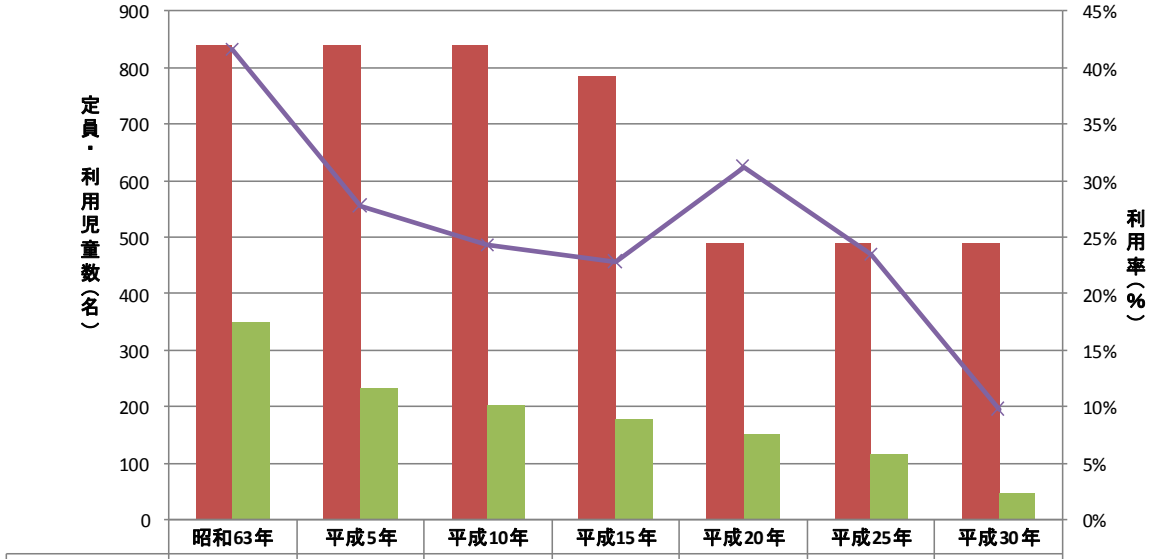

	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
定員	840	840	840	785	490	490	490
利用児童数	349	233	204	179	153	115	48
施設数	17	17	17	16	15	15	15
利用率	42%	28%	24%	23%	31%	23%	10%

３　平成30年４月時点の利用児童の居住地域（開所中の施設のみ）

施設名	入所児童数	保育所設置地域外	割合
日の出倉沼保育所	3人	3人	100.0%
桜岡保育所	9人	4人	44.4%
江丹別保育所	4人	0人	0.0%
旭正保育所	3人	1人	33.3%
東鷹栖第2保育所	2人	1人	50.0%
あすか保育所	14人	8人	57.1%
雨紛保育所	7人	4人	57.1%
嵐山保育所	3人	3人	100.0%
千代ヶ岡保育所	3人	1人	33.3%
合　計	48人	25人	52.0%

※ 保育所設置地域外：保育所が設置されている地区市民委員会の住所以外

４　平成30年４月１日時点の市民委員会別人口

（単位:人）

市民委員会	対象施設	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～12歳	13歳～15歳	16歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40～44歳	45歳～49歳
日の出倉沼	日の出倉沼	0	3	0	1	0	3	1	1	2	1	5	3	4	8	11
桜岡	桜岡	3	5	3	2	2	0	24	4	7	4	6	15	15	19	22
旭正	旭正	1	1	2	2	4	3	26	12	24	17	19	24	29	52	34
豊田	豊田	0	1	0	0	1	0	3	1	2	2	2	7	10	7	7
米原瑞穂	米原	3	0	0	2	3	0	11	4	3	5	6	8	22	13	16
永山第二	さくら，あすか	60	49	73	57	70	59	446	226	342	391	345	511	522	631	659
東鷹栖第東	東鷹栖第2	10	4	4	7	5	5	29	11	14	17	35	49	46	47	61
東鷹栖第西	東鷹栖第4	1	2	4	1	2	0	8	2	6	7	7	21	9	12	15
西神居	神居古潭，豊里	1	3	2	1	4	1	7	6	5	2	3	11	7	7	13
嵐山	嵐山	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	5	5	4	5	7
江丹別	江丹別	3	1	0	1	0	2	5	3	2	6	2	8	3	10	6
神居雨紛	雨紛	0	1	3	3	1	1	22	11	10	17	9	17	20	29	36
西神楽 千代ヶ岡	千代ヶ岡	0	1	1	1	1	1	16	6	7	9	9	11	14	14	22

資料３　地域との意見交換会等について

１　地域との意見交換について

「へき地・季節保育所の統廃合に係る地域別の方向性」の策定後，各施設の地域関係者等と意見交換を行いました。主な御意見については次のとおりとなっています。

○意見交換会開催年月日 ○対象施設名 ○主な対象者	主な御意見
○平成30年６月28日 ○東鷹栖第２保育所 ○東鷹栖東地区市民委員会	・東鷹栖第２，第４のどちらを残すかは別として，東鷹栖地域に保育所を１つは残すことを強く要望する。 ・財政的理由だけで統廃合を考えるのではなく，地域の活性化という視点も必要ではないか。 ・保育所も子供がいなければどうしようもないし，今は車があるので保護者も新しい施設の方に行ってしまう。
○平成30年７月２日 ○旭正保育所 ○旭正保育所運営委員会 　旭正地区市民委員会	・１回休所したら再開は難しいと感じている。 ・地域で子供が産まれないのが一番の問題であり，子供がいなければ閉所もやむなしというのは，保護者も同意見である。 ・少人数での保育を希望する人は，余程の理由がない限り少ないのではないか。 ・市民委員会としては子供がいれば保育所を残したい気持ちはあるが，１，２人の人数で継続することの課題は認識している。
○平成30年７月10日 ○あすか保育所 　さくら保育所 ○永山第二地区市民委員会	・地域外から，あすか保育所の評判を聞いて来てくれているケースもある。 ・あすか保育所は，認可保育所に入れない人などの受け皿にもなっている。 ・小規模での保育を希望して預けている人もいる。 ・さくら保育所は，地域にニーズがないから休所しているということだと思うが，さくらの所長の意見を大事にして欲しい。 ・あすか保育所は近隣に保育所等がありながら，現在14名利用しているということはニーズがあるということだと思う。

○意見交換会開催年月日 ○対象施設名 ○主な対象者	主な御意見
○平成30年７月12日 ○千代ヶ岡保育所 ○千代ヶ岡保育所運営委員会	・現状としては明らかに子供がいない。 ・子供がいなくなったら廃止なり休所せざるを得ないという話になってきてしまう。 ・今まで千代ヶ岡小との合同で運動会と学芸会を開催してきたが，来年３月31日で千代ヶ岡小が閉校するので，そういう点においても今後どうしていくのかが課題である。
○平成30年７月12日 ○嵐山保育所 ○嵐山保育所運営委員会 　嵐山地区市民委員会	・保育所や学校はこれからの世代に繋いでいくためにも必要というのがみんなの意見である。 ・わざわざ地域外から来てくれるということは少人数での保育を希望されている方がいるからだと思う。できる限りそのような人の考え方も取り入れてほしいというのが我々の意見であり，そのような人のために，こういう施設があるということも考慮してほしい。 ・地域としては無くしてほしくない施設の１つと思っているが，継続する場合の費用の問題も認識している。
○平成30年７月13日 ○日の出倉沼保育所 ○日の出倉沼保育所運営委員会	・利用者数が少なくなって保育園が閉所となった場合，違う保育園を優先的に紹介してもらえなかったら，保護者は安心して子供を預けられないのではないか。 ・もっと積極的にＰＲしていかなければいけないのではないか。 ・あまりにも少人数となってしまった時はいろいろデメリットもある。 ・先生や地域の方が愛情をかけてくれているので，こういう小規模の方がいいと思って通わせている。 ・これから地域の活性化を願って動き出そうとしていることもあるし，人数が少なくてもこの地域から保育所を無くしたくない。
○平成30年７月17日 ○東鷹栖第２保育所 　東鷹栖第４保育所 ○東鷹栖中央地区市民委員会	・地域から無くしてしまうのはちょっと難しいが，統合して１つにすることは仕方ない。
○平成30年７月20日 ○豊里保育所 ○豊里保育所運営委員会	・４月から通年化が始まっているが，開所するにしても保育所前の勾配がきつく，冬場は大変なので，統廃合する場合は神居古潭保育所を継続してもらいたい。 ・現在休所中の神居古潭保育所を継続するとなった場合，市街地から離れているということもあるので，人数が少なくても開所できるようにしてほしい。

○意見交換会開催年月日 ○対象施設名 ○主な対象者	主な御意見
○平成30年７月20日 ○東鷹栖第４保育所 ○東鷹栖第４保育所運営委員会 　東鷹栖西地区市民委員会	・民間の保育所はあるが，公立の保育所は１つになるので，統合する際に「東鷹栖保育所」と名称変更してはどうか。 ・野土花での施設再編が明確になれば地元としても考え方がいろいろあるし，それを周知した方が人が集まると思う。また，再編に係る事務処理等はスムーズに行ってほしい。 ・地域に子供達はいるが，実際は別の保育所等に通っている。それは，施設が古いことと入所児童数が少ないからだと思っている。東鷹栖第２，第４の２つとも維持するには費用がかかるので統合は仕方ないと思うが，33年度以降再編を検討するとしても計画を立てて施設ができるまでに時間がかかる。本当に市として東鷹栖地域に保育所を残したいのであれば，野土花などに新設すると明確にしないと人は集まらないと思う。 ・公共施設との再編については，いつ実施するのか明確にしないと入所希望者が現れない思うし，本当に可能なのか疑問である。 ・野土花に再編できれば理想的だと思う。
○平成30年７月23日 ○あすか保育所 ○あすか保育所運営委員会	・入所を希望する一人一人の園児のことを考えずに，施設の統廃合を進めているのではないか。大規模な施設にはない小規模での保育の良いところもあるので，このような小さな保育所も必要ではないかと思う。 ・開所するために必要な人数の基準を定めた方が入所しやすくなると思う。 ・施設を継続するなら問題ない。
○平成30年７月25日 ○桜岡保育所 ○桜岡地区市民委員会	・保育所も学校も無くすとなると，地域に新しい人が入ってこないので，桜岡保育所を継続的に開所することはお願いしたい。
○平成30年11月８日 ○さくら保育所 ○さくら保育所運営委員会	・地域の人にはいずれ閉所になるということは説明している。残念だという意見が一部あるが，理解は得ている。
○平成30年11月８日 ○豊里保育所 　神居古潭保育所 ○西神居地区市民委員会	・豊里保育所は新しい施設なので，もったいないという気持ちがある。 ・土砂災害警戒区域ということもあり，豊里保育所の条件が悪いのであれば，統廃合した形で西神居地区に神居古潭保育所を１つ残すのが良いのではということで市と話を進めてきた。 ・昨年神居古潭保育所長と話した際，神居古潭保育所も建物が古いので，公共施設との再編を検討できるならそれが良いという話になった。

（電話等で意見聴取） ○対象施設名 ○主な対象者	主な御意見
○桜岡保育所 ○桜岡保育所運営委員会	・昨年いろいろ話し合ったこともあり，地域別の方向性の記載内容で特段問題ない。
○江丹別保育所 ○江丹別保育所運営委員会 　江丹別地区市民委員会	・地域別の方向性の記載内容で特段問題ない。
○東鷹栖第２保育所 ○東鷹栖第２保育所運営委員会	・昨年いろいろ話し合ったこともあり，地域別の方向性の記載内容で特段問題ない。
○雨紛保育所 ○雨紛保育所運営委員会 　神居雨紛地区市民委員会	・昨年の意見交換での意見が反映されているので，地域別の方向性の記載内容で特段問題ない。 ・閉校した雨紛中を活用して，複合施設として保育所も入るようなことはできないか。
○神居古潭保育所 ○神居古潭保育所運営委員会	・運営委員会で話合いの結果，地域別の方向性と同じ意見である。
○豊田保育所 ○豊田地区市民委員会	・昨年文書で送付したとおり，閉所については，仕方ないと考えている。
○米原保育所 ○米原瑞穂地区市民委員会	・昨年文書で送付したとおり，閉所については，仕方ないと考えている。
○千代ヶ岡保育所 ○西神楽地区千代ヶ岡地区市民委員会	・地域別の方向性の記載内容で特段問題ない。